

日本司法支援センター(法テラス)の組織及び業務内容について

設立経緯

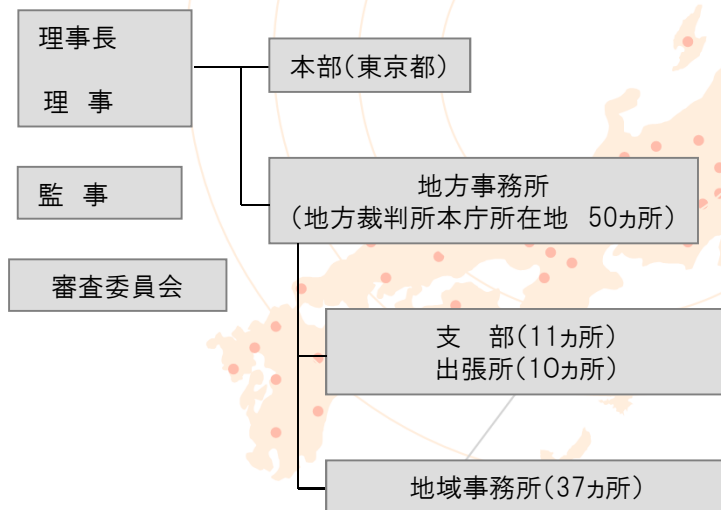
司法制度改革の必要性

総合法律支援法成立
(H16. 6. 2公布)法テラスの設立
(H18. 4. 10)

基本理念

民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す

組織(R2. 4. 1現在)



主な業務内容

情報提供 § 30 I ①

弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下の方法で提供

- コールセンターの設置
- 全国の地方事務所に専門職員を配置

民事法律扶助 § 30 I ②③④

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
 - ・ 弁護士・司法書士費用の立替え
 - ・ 書類作成費用の立替え
 - ・ 無料法律相談
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施

国選弁護等関連 § 30 I ⑥

- 国選弁護に関する以下の業務を実施
 - 支援センターと契約した弁護士を国選弁護人候補として裁判所に通知
 - 国選弁護人に対する報酬の支払

司法過疎対策 § 30 I ⑦

司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供

- 有償での事件処理
- 民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援 § 30 I ⑤⑥⑧⑨

- 犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施
 - ストーカー等の被害者に対する資力を問わない法律相談を実施
 - 被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
 - 犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理し、提供(弁護士も紹介)
 - 被害者参加人へ旅費等を支給

東日本大震災法律援助

東日本大震災の被災者に対し、資力の状況にかかわらず、以下の援助を実施

- 弁護士・司法書士費用の立替え
- 書類作成費用の立替え
- 無料法律相談

※「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」で新設